

「金沢市における学生のまちの推進に関する条例」について

条例の目的(前文及び第1条)

地域社会が可能性豊かな学生を育み、学生と市民との相互の交流や学生と金沢のまちとの関係を深めながら、学生のまちとしての金沢の個性と魅力をさらに磨き高めていく

学生のまちとしての伝統と誇りを継承発展させ、金沢を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちへ

定義(第2条)

【学生のまち】

固有の自然、歴史、文化等とこれらのもとで醸成されてきた地域コミュニティを大切にす土壌を生かして、学生がまちを学びの場又は交流の場としながら、まちなかに集い、市民と親しく交流し、及び地域における活動等に取り組むほか、市民、町会等、高等教育機関、事業者及び市が一体となって学生の地域における生活、自主的な活動等を支援することにより、学生と市民との相互の交流及び学生とまちとの関係が深まり、にぎわいと活力が創出されるまち

【学生】
高等教育機関に在学する者

【高等教育機関】 大学、高等専門学校、専門課程を置く専修学校その他の高等教育を行う機関

基本理念(第3条)

【学生を育む社会的気運の醸成】

地域社会全体で学生を育む社会的気運を醸成しながら、行う

【学生の自主的な活動を促進】

学生のまちの推進の主体は、学生であるという認識のもとに、学生の自主性を尊重しながら、自主的な活動を促進

【相互の理解と連携】 学生、市、市民、町会等、高等教育機関、事業者が役割を認識し、相互の理解と連携のもとに、協働して行う

基本的な施策

交流等の促進(第9条)

まちなかにおける学生相互又は学生と市民との相互の交流及び情報交換の促進、学生が地域における活動等に参加する機会の提供その他必要な施策を実施

自主的な活動に対する支援(第10条)

学習機会の提供等(第11条)

金沢のまちについての学生の理解の増進を図るため、学生が金沢固有の歴史、文化等にふれあい、又は学習することができる機会を提供

相談体制の整備(第12条)

学生からの日常生活等に関する相談体制を整備

普及啓発(第13条)

金沢学生のまち推進週間(第14条)

金沢まちづくり学生会議(第15条)

学生は、市と協働して学生のまちの推進を図るため、金沢まちづくり学生会議を組織することができる

【活動内容】

- 学生のまちの推進に関する学生の意識の高揚を図ること
- 学生相互又は学生と市民との相互の交流及び学生の自主的な活動を促進するための施策を企画し、及び実施

学生のまち地域推進団体及び推進計画(第16・17条)

学生、市民、町会等、高等教育機関及び事業者は、地域において、学生のまちの推進を図るための団体を組織することができる
地域推進団体は、当該地域における学生のまちの推進に関する計画を策定することができる

学生のまち地域推進協定(第18条)

地域推進団体は、推進計画を策定したときは、市長と協定を締結することができる
市長は、協定を締結したときは、地域推進団体に対し、技術的な援助をし、又は財政的な援助をすることができる

役割

学生(第4条)

学生は、自らが学生のまちの主体であることを認識し、社会的なマナーや決まりの遵守及び地域コミュニティへの参加、金沢のまちに関する理解を深めること等を通じて、本市が学生のまちとして持続的に発展していくために協力するよう努める

市(第5条)

学生のまちの推進を図るために必要な施策を策定し、実施
施策に学生ほか関係者の意見を十分反映させるよう努めるとともに、施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努める
学生のまちの推進に関し、町会等、高等教育機関等と密接な連携を図るとともに、学生ほか関係者が行う学生のまちの推進に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう必要な調整を行う

市民および町会等(第6条)

学生が参加しやすい開かれた活動の実施と当該活動への参加の呼びかけ、学生の地域における生活の支援等を通じて、日常生活等における学生との交流が深まるよう努めるとともに、本市が実施する学生のまちの推進に関する施策に協力するよう努める

高等教育機関(第7条)

学生の地域コミュニティへの参加及び自主的な活動の促進、学生との協働による教育研究成果その他の知的資源を生かした地域貢献活動の推進等を通じて、学生と市民との相互の交流及び学生と金沢のまちとの関係が深まるよう努めるとともに、本市が実施する学生のまちの推進に関する施策に協力するよう努める

事業者(第8条)

学生の自主的な活動に対する支援、職場体験活動の実施等を通じて、学生の社会参加を支援するよう努めるとともに、本市が実施する学生のまちの推進に関する施策に協力するよう努める

学生のまちの推進に対する支援等

援助(第19条)

表彰(第20条)

雑則

委任(第22条)

学生のまちの推進体制

金沢学生のまち推進会議(第21条)

学生、市民、町会等、高等教育機関、事業者及び市は、それぞれの役割に基づいて学生のまちの推進を図るため、金沢学生のまち推進会議を組織
推進会議は、この条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議
推進会議は、学生会議、地域推進団体、関係行政機関等を構成員に加えることができる

条例施行日

平成22年4月1日